

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、平成 10 年 5 月に制定された被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)(以下「支援法」という。)の附帯決議に基づき、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、「被災者生活再建支援金」の支給の運用状況、課題等を調査・分析することを目的として実施した。

<参考> 被災者生活再建支援法案に対する附帯決議

(平成 10 年 5 月 14 日 衆議院災害対策特別委員会)

本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1. (略)
2. この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

2. 調査の構成

上記の目的により、以下の調査を実施した。

(1) 支援法適用に伴う実態調査

1) 被災世帯調査

調査の対象

平成 12 年に自然災害に被災し、支援法の適用を受け、かつ、支援金の支給のあった被災世帯の申請者。

調査対象世帯数

調査対象世帯の合計は 2,131 世帯である。都道府県別の調査対象世帯数は以下に示すとおりである。

北海道	262 世帯
東京都	1,466 世帯
愛知県	9 世帯
岐阜県	9 世帯
鳥取県	365 世帯
島根県	20 世帯
合計	2,131 世帯

調査項目

- ・住家被害の状況

- ・「被災者生活再建支援金」の支給制度をどのようにして知ったか
 - ・申請書の記入に対する市町村職員の支援について
 - ・申請書の記入の仕方でわかりにくいところについて
 - ・「被災者生活再建支援金」が振り込まれた時期
 - ・「被災者生活再建支援金」の役立ち具合
 - ・「被災者生活再建支援金」で必要な物品が購入できたかどうか
 - ・通常経費の対象物品で必要ないと思われるもの
 - ・通常経費の対象となっていれば購入したかったもの
 - ・冷暖房器具の購入台数
 - ・「概算支給」の活用状況
 - ・「概算支給」を活用しなかった理由
 - ・「被災者生活再建支援金」が実際に必要となった時期
 - ・「被災者生活再建支援金」の申請期間について
- 等

調査の方法

被災世帯の申請者に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

2) 被災市町村調査

調査の対象

上記被災世帯について支援法の支援金支給実績があった市町村の担当部局。

調査対象市町村(17 市町村)

北海道	虻田町
東京都	三宅村
愛知県	名古屋市、大府市、美浜町、稲武町
岐阜県	上矢作町
鳥取県	米子市、境港市、溝口町、日野町、西伯町、 会見町、岸本町、日南町
島根県	安来市、伯太町

調査項目

- ・被災世帯の把握について
- ・被災世帯の把握に要した期間
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問
- ・申請書類の受付体制を整えた時期

- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・「被災者生活再建支援金支給制度」で理解しにくかった点や運用上の疑問点
- ・制度に対しての意見

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

3) 被災都道県調査

調査の対象

上記被災世帯について支援法の事務作業を行った県の担当部局。

調査対象都道県(6都道県)

北海道、東京都、愛知県、岐阜県、鳥取県、島根県

調査項目

- ・被災世帯の把握について
- ・被災世帯の把握に要した期間
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問
- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・「被災者生活再建支援金支給制度」で理解しにくかった点や運用上の疑問点
- ・制度に対しての意見

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、全ての都道県を訪問して回収。同時に担当者から聞き取り調査を実施した。

(2) 長期避難世帯への支援法適用に伴う実態調査

1) 被災世帯調査

調査の対象

「有珠山噴火災害」「三宅島噴火災害」において、支援金の支給のあった被災世帯の申請者。

調査対象世帯数

有珠山噴火災害	262 世帯
三宅島噴火災害	1,466 世帯
合計	1,728 世帯

調査項目

- ・長期避難により支援金の申請及び受給に関して苦労したこと

調査の方法

被災世帯の申請者に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

2) 被災町村調査

調査の対象

「有珠山噴火災害」「三宅島噴火災害」において支援法の適用を受けた町村の担当部局。

調査対象町村

北海道	虻田町
東京都	三宅村

調査項目

- ・長期避難世帯の把握について
- ・長期避難世帯に対する周知説明方法
- ・都道府県と市町村等における相互の連絡体制

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

3) 被災都道調査

調査の対象

「有珠山噴火災害」「三宅島噴火災害」において制度の事務作業を行った都道の担当部局。

調査対象都道

北海道、東京都

調査項目

- ・長期避難世帯の把握について
- ・長期避難世帯に対する周知説明方法
- ・都道府県と市町村等における相互の連絡体制

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、訪問して回収。同時に担当者から聞き取り調査を実施した。

(3) 冷暖房器具のみなし措置の事務処理に関する調査

調査の対象

「三宅島噴火災害」に係る冷暖房器具のみなし措置を実施した都道県の担当

部局。

調査対象都道県

北海道、山形県、東京都、神奈川県、山梨県

調査項目

- ・冷暖房器具のみなし措置の運用における相互の連絡体制や事務処理体制の問題点
- ・冷暖房器具のみなし措置の運用に対する意見

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、北海道、東京都は訪問して回収。同時に担当者から聞き取り調査を実施した。そのほかの県は担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(4) 県単独の被災者生活再建支援事業の実施状況等調査

調査の対象

被災者生活再建支援金の支給に準じ、単独事業として被災者生活再建支援事業を実施した県の担当部局。

調査対象県

島根県、岡山県

調査項目

- ・被災世帯の把握について
- ・被災世帯の把握に要した期間
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問

調査方法

担当部局に調査票を郵送配布し、島根県は訪問して回収。同時に担当者から聞き取り調査を実施した。岡山県は郵送で回収した。

3 . 調査の実施期間

平成 14 年 1 月～平成 14 年 3 月

4 . 調査の実施主体

内閣府の委託を受けて、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部が実施。

5 . 回収状況

(1) 支援法適用に伴う実態調査

被災世帯 51.5% (1,098 / 2,131 世帯)

被災市町村 100.0% (17 / 17 市町村)

被災都道県 100.0% (6 / 6 都道県)

(2) 長期避難世帯への支援法適用に伴う実態調査

被災町村 100.0% (2 / 2 町村)

被災都道 100.0% (2 / 2 都道)

* 被災世帯については、調査票上で「有珠山噴火災害」「三宅島噴火災害」の被災者かどうかを峻別することが出来ないため記載していない。

(3) 冷暖房器具のみなし措置の事務処理に関する調査

被災都道県 100.0% (5 / 5 都道県)

(4) 県単独の被災者生活再建支援事業の実施状況等調査

被災県 100.0% (2 / 2 県)

6 . 本報告書の注意点

本報告書中の百分率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

本報告書における自由回答などの記載内容については、回答者によって制度に対する理解が十分でない場合もあり、誤解に基づいた回答となっている等のケースもあることから、調査結果の利用にあたってはこの点に関する注意が必要である。

調査結果の概要

1. 被災世帯調査

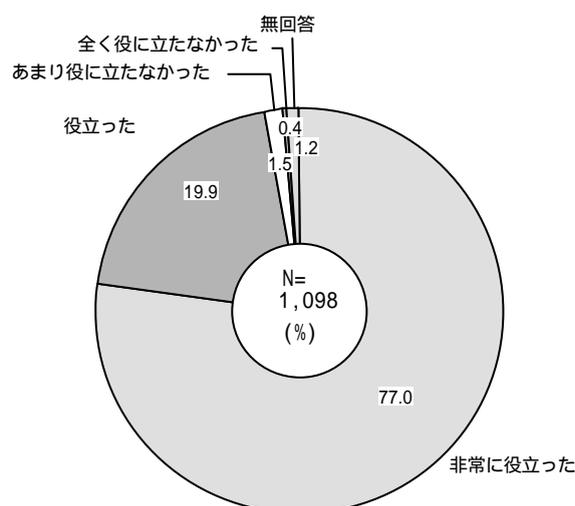
本制度が「非常に役立った」とする人は77.0%、「役立った」とする人は19.9%であり、ほとんどの人が「役立った」と回答している。また、約8割の人が支援金で必要な物品をすべて又はだいたい購入できたとしており、制度は高く評価されている。

申請書の記入に関しては、「特に問題なかった」、「いくつかわかりにくいところがあった」とする回答が、それぞれ4割程度と概ね理解されていると考えられるが、手助けを受けずに記入した人は全体の4分の1程度であり、手助けを受けた人の方が多くなっている。また、自由回答でも「申請の手続きの簡素化」を指摘する意見が見られる。

この他、支給対象世帯の要件や支給対象品目の制限などについて見直しを希望する意見が見られる。

通常経費の対象物品の中で必要性が少ないと考えられているものは、「ミシン」(51.3%)、「鏡台」(47.6%)となっている。一方、仮に通常経費の対象となっていたら購入したかったものについては、「電気ポット」(50.8%)、「トースター」(34.1%)、「時計」(32.6%)、「ビデオデッキ」(31.1%)などがあげられている。

長期避難世帯からの意見としては、「遠隔地に避難すると、情報の入手や、申請先に出向くことが困難」、「避難が長期化する中で、生活費への援助などの継続的な支援」を求める意見が見られた。



非常に役立った	846	(77.0%)
役立った	218	(19.9%)
あまり役に立たなかった	17	(1.5%)
全く役に立たなかった	4	(0.4%)
無回答	13	(1.2%)

2. 被災市町村調査

被災世帯に対する周知は、ほとんどの市町村が被災後1ヶ月以内に行っており、申請書の受付体制も1ヶ月以内に整えている。

本制度に対する意見としては、申請書類等の枚数を減らしたり様式を整備して欲しいなどの事務手続きに関することがあげられている。また、支給対象者世帯の要件や、支給対象品目及び支給限度額についての意見もあげられている。

<支給対象世帯の要件について>

- ・所得制限などの要件の緩和を求める意見、また、長期避難世帯に関しては、支給限度額を前年度収入額で判定していることの見直しを求める意見が出されている。

<支給対象品目及び支給限度額について>

- ・通常経費と特別経費の区別の撤廃、支給限度額の範囲内であれば、通常経費、特別経費とも品目の制限をなくすこと、特別経費の対象となる物品の点数制限の撤廃といったことが意見として出されている。

長期避難の町村では、集団避難した世帯の把握は訪問して調査を行っているが、それ以外の人たちについては、広報やマスコミを通じて呼びかけたり、親類や知人を通じて連絡を取っているケースが見られた。

3. 被災都道県調査

被災世帯に対する周知は、市町村と同様に、ほとんどのところで被災後1ヶ月以内に行っている。

事務手続き等についてや、制度についての意見は、市町村とほぼ同様となっている。

この他、都道県からあげられた意見としては、全ての自然災害に適用されるように見直してはどうか、などとなっている。

4. 冷暖房器具のみなし措置の事務処理に関する調査

他都道府県に照会する場合、複数の部署にまたがるケースがあるので回答まで時間がかかるという意見が出されている。また、避難先において普及率が低くても、要望が多い物品は認めて欲しいという意見が出されている。

長期避難の場合は、被災時の居住地に帰るという前提で、事務処理を行ってはどうかとする意見も見られた。